

警察庁行政効率化推進計画

平成 16 年 6 月 15 日
警 察 庁
平成17年 6 月23日改定
平成18年 8 月29日改定
平成19年 7 月 2 日改定
平成20年12月26日改定

1. 公用車等の効率化

(これまでの取組)

公用車(運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車)の一部について、低燃費・低排出ガス自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車への切換え等により燃料費の削減を図っている。

アイドリングストップの励行等による燃料費の削減を図っている。

運用方法の見直し等により平成20年度までに公用車11台を削減した。

(今後の取組計画)

公用車について、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用等を推進することにより、平成25年度までに4台削減する。

公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後不補充の方針を遵守することとする。

業務用車(保有する公用車以外の車両で、3、5、7ナンバーのもの)については、国民に対する行政サービスの低下や業務の遂行に支障をきたさないといった点に留意しつつ、運行管理を徹底し、効率化を図る。

保有する車両について、次の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。

- ・ 運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、レンタカーの利用、タクシー等

の公共交通機関の利用に切り替える。その際、鉄道・バスの利用促進のためIC乗車券の導入を検討する。

- ・ 業務の実態を踏まえ、できる限り低排気量車への切り替えを行う。
- ・ アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
- ・ 運転業務に従事する職員に対する交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し、割引料金の活用、業務の効率化等を進める。

《取組実績》

(公用車)

52台 (取組開始年度) 50台 (16年度) 46台 (17年度)

46台 (18年度) 41台 (19年度) 41台 (20年度)

39台 (21年度) (13台)

平成21年度予算における削減効果	70,209千円
(人件費を除く削減効果	2,648千円)
この取組による平成25年度までの削減効果	85,611千円
(人件費を除く削減効果	3,036千円)

2 . 公共調達効率化

(これまでの取組)

警察庁ウェブサイト (www.npa.go.jp/chotatu/index.htm) において、調達に係る情報を掲載し、効率的な調達手続に配慮している。

適切な入札参加資格 (全省庁統一資格) を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を実施している。また、当該実施状況を毎年度公表している。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、ウェブサイトによる情報の公表を行っている。

民間部門からの受注実績も、一般競争等において、競争参加資格に

おける過去の実績として適切に評価している。

調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加できないこととならないようにしている。

取引実例に係る市場調査をインターネット等を活用し幅広く行い、予定価格の適正な設定に努めている。

政府調達を随意契約によって行う場合には、法令の定める要件に合致するか否かの確認作業を、専門の会合を開催することにより、厳格・適正に行っている。

一定金額以上の随意契約(公表することが適当でないと判断したものを除く。)について、警察庁ウェブサイト上において契約の相手方、契約金額、随意契約理由等をまとめて公表している。

随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努めている。

会計監査において、随意契約の重点的監査を実施している。

平成18年6月に作成した「随意契約見直し計画」に従って、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表している。

警察庁本庁における随意契約の公表を行うウェブサイトと、すべての附属機関及び地方機関における随意契約の公表を行うウェブサイトを、直接にリンクさせること(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高めている。

随意契約理由等については、所管部局及び長官官房の担当者が重層的な審査を行うことにより、慎重な確認を行っている。

少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど、競争的手法の導入に努めている。

競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認を求めるなど、その適正な履行の確保に努めている。

一定金額以上の公共調達(予定価格を含む当該契約に関する情報を開示することが適当でないと判断したものを除く。)について、落札率を一覧表にして公表している。

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取する

とともに、参考見積を基に予定価格を作成する場合には、見積りの比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努めている。

再度入札を繰り返すことはできる限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行っている。

電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとしている。

複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施している。

徹底した仕様の見直し・合理化により、過剰仕様を排除するなど、コスト削減を図っている。

電話料金の割引制度の活用を図っている。

事務用品等の単価契約による購入を推進している。

電力供給契約の入札を実施している。

e - J a p a n 重点計画に基づく政府調達 of 電子化の一環として、各府省はインターネット技術を活用した電子入札・開札を実施することにより企業側の負担軽減及び行政事務の効率化を図ることとしており、警察庁においても平成15年度に電子入札システムの構築を実施し、平成16年度から運用を開始している。

(今後の取組計画)

実質的な競争性を確保するため、次の取組を行う。

- ア 受注実績等により新規参入業者を不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す。
- イ 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める。
- ウ 発注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める。
- エ 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る。
- オ 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約

を導入する。

カ 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する。

入札・契約の監視を行う第三者機関においては、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。

総合評価方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。

警察庁ウェブサイトにおいて調達に係る情報を掲載し、効率的な調達手続に配慮する。

入札を実施する場合においては、原則として、一般競争入札によることとし、一般競争による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、ウェブサイトによる情報の公表に努める。

民間部門からの受注実績も、一般競争等において、競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。

予算決算及び会計令第73条の入札参加資格を設定するに当たっては、競争を適正かつ合理的に行うため必要なもののみにとどめ、競争を事実上制限するような内容にならないよう努める。また、調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加できないこととならないよう一層徹底する。

取引実例に係る市場調査を、インターネット等を活用して幅広く行い、予定価格の適正な設定に努める。

不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行う。

随意契約について、平成19年1月に改定した「随意契約見直し計画」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。また、平成20年度中に移行せずに競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、移行予定年限、移行困難な理由等を公表する。さらに、移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約とする。

政府調達を随意契約によって行う場合には、法令の定める要件に合致するか否かの確認作業を、専門の会合を開催することにより厳格・適正に行う。

随意契約のうち、少額の随意契約以外のものについては、原則として、警察庁ウェブサイトにおいて契約の相手方、契約金額、随意契約理由等を公表する。特に契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約理由を具体的かつ詳細に記載する。

随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努める。

会計監査においては、随意契約の状況や年度末の予算執行状況等契約について重点的に実施する。

「随意契約見直し計画」に従って、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を中心に、警察庁全体の入札・契約の状況を定期的に把握する。

警察庁における随意契約の公表を行うウェブサイトと、すべての附属機関及び地方機関における随意契約の公表を行うウェブサイトを、直接にリンクさせること(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。

随意契約理由等については、現状においても、所管部局及び長官官房の担当者が重層的な審査を行うこととしており、引き続き、慎重な確認を行うよう努める。

少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど、競争的手法の導入に努める。

競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認を求めるなど、その適正な履行の確保に努める。

公共調達(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含む当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第31条の方式による米穀及び麦等の買入りに係るものを除く。)について、落札率を一覧表にして毎年度公表

する。

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積を基に予定価格を作成する場合には、見積りの比較、取引実例との比較等を行い、更に適正な予定価格の設定に努める。

再度入札を繰り返すことはできる限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

電子計算機等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。

複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施する。

実態に即した予定価格の積算を行うとともに、徹底した仕様の見直し・合理化により、過剰仕様を排除するなど、コスト削減を図る。

電話料金の割引制度の活用を図る。

事務の省力化、契約の公正性の確保及びコストの削減を図る観点から、次により、物品、役務等の一括調達の推進等を図る。

- ・ 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達により契約件数の縮減を図り、一般競争契約を推進する。特に消耗品3品目（コピー用紙、トナー類及び文具用品類）は、原則として、調達事務の集約等を行うとともに、集約化等を行ってもなお却ってコストが高くなる場合を除き、3品目とも単価契約による調達を行う。
- ・ 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。
- ・ 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。
- ・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。
 - 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。

- 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないで済むよう事務の省力化方策について検討する。
- 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。

地方機関等における調達事務については、業務の省力化及びコスト削減の観点から適切と認められる場合には上部機関への集約化を推進する。

適正に物品管理を行う観点から、必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換え等による有効活用の検討を行い、有効活用の方法がないものについては、売払いや廃棄等の処分の方針を決定する。

温室効果ガスの排出の削減に配慮しつつ、電力供給契約の入札を実施する（ただし、当面、沖縄県内を除く。）。

インターネット技術を活用した電子入札システムの適正な運用による、企業側の負担軽減及び物品の入札関連事務手続の効率化を図る。

庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C O事業導入の検討等を進める。

複数年にわたる調達全体について、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づき一般競争入札を実施する。

《取組実績》

電子計算機等借入れ（国庫債務負担行為）

12,273,507千円（20年度予算・12事項）

7,396,914千円（21年度予算・7事項）

電力供給契約の入札結果を反映した電気料の積算見直しの実施

2,669,231千円（16年度） 2,342,661千円（21年度予算）

平成21年度予算における削減効果 326,570千円

3．公共事業のコスト構造改善
（これまでの取組）

「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」(平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定)に従い、総合的なコスト縮減について取組を実施している。

「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年9月18日公共工事コスト縮減関係省庁連絡会議策定)に基づき、コストの観点から公共事業のすべてのプロセスを見直す、コスト構造改革の取組を推進するとともに、当該プログラムを踏まえ「警察庁公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し(平成15年11月)、コスト及び労力の低減を図っている。

「警察庁公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、汎用品(浴室、洗面、トイレ、間仕切り等のユニット製品)を積極的に使用し、電子調達の実施と普及を図っている。また、積算単価については、歩掛りを用いて材料費、手間等を個別に積み上げていたものを市場単価で積算する方式(軽量鉄骨下地、左官、塗装、内装ボード工事等について導入済み。)に切り替える等、積算にかかるコスト、労力の低減を図っている。

警察庁における諸施設の整備を国土交通省へ支出委任する際、コスト削減に関する施策が適切に反映されるよう依頼している。

警察学校の建設事業をPFIにより実施することにより、民間企業の能力を活用したコスト削減を図っている。(平成16年度からPFIによる事業を実施)

公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置をとるとともに、一般競争入札による調達を実施している。また、当該入札の予定価格及び落札額等の実施状況を毎年度公表している。

取引実例に係る市場調査を、インターネット等を活用して幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めている。

資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニット・プライス型積算方式」については、契約実績を踏まえつつ、試行について検討している。

随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行っている。

一定金額以上の随意契約案件(公表することが適当でないと判断し

たものを除く。)について、警察庁ウェブサイトにおいて、契約の相手方、契約金額、随意契約理由等をまとめて公表している。

警察庁における随意契約の公表を行うウェブサイトと、すべての附属機関及び地方機関における随意契約の公表を行うウェブサイトを、直接にリンクさせること(随意契約公表ゲートウェイ)により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高めている。

随意契約理由等については、所管部局及び長官官房の担当者が重層的な審査を行うことにより、慎重な確認を行っている。

少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど、競争的手法の導入に努めている。

随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど、その適正な履行の確保に努めている。

会計監査において、随意契約の重点的監査を実施している。

平成18年6月に作成した「随意契約見直し計画」に従って、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表している。

競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認を求めるなど、その適正な履行の確保に努めている。

一定金額以上の公共調達(予定価格を含む当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認めたものを除く。)について、落札率を公表している。

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積を基に予定価格を作成する場合には、見積りの比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努めている。

再度入札を繰り返すことはできる限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行っている。

徹底した仕様の見直し・合理化により、過剰仕様を排除するなど、コスト削減を図っている。(過剰仕様等の排除)

e-Japan重点計画に基づく政府調達の電子化の一環として、各府省はインターネット技術を活用した電子入札・開札を実施することにより、企業側の負担軽減及び行政事務の効率化を図ることとなっ

ており、警察庁においても平成15年度に電子入札システムの構築を実施し、平成16年度から運用を開始している。

官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行っている。

(今後の取組計画)

「公共事業コスト構造改善プログラム」(平成20年5月行政効率化関係省庁連絡会議策定)及び「警察庁公共事業コスト構造改善プログラム」(平成20年6月)に基づき、事業のスピードアップ、計画・設計・施工の最適化、維持管理の最適化及び調達最適化に向けての施策を実施する等、コストの観点から公共事業のプロセスを見直すコスト構造改善の取組を推進する。

「警察庁公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、汎用品(浴室、洗面、トイレ、間仕切等のユニット製品)を積極的に使用し、電子調達の円滑な実施と普及を図る。また、積算単価については、歩掛りを用いて材料費、手間等を個別に積み上げていたものを市場単価(軽量鉄骨下地、左官、塗装、内装ボード工事等について導入)で積算する方式に切り替える等、積算にかかるコスト、労力の低減を図る。

警察庁における諸施設の整備を国土交通省へ支出委任する際、コスト構造改善に関する施策が適切に反映されるよう、依頼する。

警察学校等の警察施設の建設事業のうち、実施が適切と判断されたものについては、PFIにより実施することによって、民間企業の能力を活用したコスト削減を図る。

公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を実施する。また、一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、当該入札の実施状況を毎年度公表する。

技術的な工夫の余地がある工事(小規模な工事を除く。)について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実

施に必要な措置を講じる。

入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。

総合評価方式の拡充を図るため、入札ポンド、多段階審査、第三者機関の活用等、総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。

官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行う。

取引事例に係る市場調査を、インターネット等を活用して幅広く行い、予定価格の一層適正な設定に努める。

資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニット・プライス型積算方式」については、契約実績を踏まえつつ、試行について検討する。（平成19年度以降も引き続き実施）

随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。

随意契約のうち、少額の随意契約以外のものについては、原則として、警察庁ウェブサイトにおいて契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表する。特に契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。

警察庁における随意契約の公表を行うウェブサイトと、すべての附属機関及び地方機関における随意契約の公表を行うウェブサイトへの直接にリンクさせること（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を高める。

随意契約理由等については、現状においても、所管部局及び長官官房の担当者が重層的な審査を行うこととしており、引き続き、慎重な

確認を行うよう努める。

少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど、競争的手法の導入に努める。

随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努める。

会計監査において、随意契約の重点的監査を実施する。

平成19年1月に改定した「随意契約見直し計画」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。

競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認を求めるなど、その適正な履行の確保に努める。

一定金額以上の公共調達(予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認めたものを除く。)について、落札率を公表する。

参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積を基に予定価格を作成する場合には、見積りの比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。

再度入札を繰り返すことはできる限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

実態に即した予定価格の積算を行うとともに、徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。

インターネット技術を活用した電子入札システムの適正な運用による、企業側の負担軽減及び公共工事の入札関連事務手続の効率化を図る。

《取組実績》

平成19年度における公共工事（競争方式）の実績

予定価格が2億円以上の工事

実績なし

予定価格が2億円未満の工事

一般競争入札：193件（68.7%）、2,561百万円（62.3%）

一般競争入札以外の全ての競争方式：74件（26.3%）、1359百万円（33.0%）

平成19年度においては指令通信装置の購入等について総合評価方式を実施

平成19年度における総合評価方式の実施状況

1件(19年度)、73百万円(1.1%)

4. 電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

警察庁電子政府構築計画について、進ちよく状況の把握、分析及び評価を行い、その結果を踏まえ、当該計画を見直した。

警察庁の保有する旧式(レガシー)システムについて、利便性を確保しつつコストの削減を目的とする最適化計画を策定し、業務・システムの最適化を推進している。

各府省に共通する業務・システムである「人事・給与等業務・システム」、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務・システム」について、経費の削減等を図るべく、人事院、経済産業省等によるシステムの整備状況等を踏まえつつ、更新等に向けて、所要の準備作業を進めている。

国の警察機関が扱う申請・届出等手続については、平成16年度末までに、対面を要するもの等を除くすべての手続をオンライン化し、原則として365日24時間の受付を行うとともに、オンラインで行える手続、利便性等を利用者に分かりやすく案内するなどして、オンライン利用の向上を図っている。

警察庁ウェブサイトにおける行政文書所在案内機能について、平成16年度にシステム構成を見直し、コスト削減を図っている。

警察庁の電子申請・届出の窓口については、利用者の利便性の向上を図るため、平成18年度にe-Govの電子申請窓口システムに移行し、オンライン利用の促進を図っている。

業務の効率化のため、庁内LAN上で法令等が検索できるシステムを導入した。

(今後の取組計画)

旧式(レガシー)システムについて、利便性を確保しつつコストの

削減を図るべく、最適化計画に基づき、新システム移行に向けて所要の準備作業を進める。

旅費業務については、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って、規程類の標準化、判断基準の統一化を図りつつ、決裁階層の簡素化、ペーパーレス化の徹底等に努める。

各府省に共通する業務・システムである「人事・給与等業務・システム」、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務・システム」について、経費の削減等を図るべく、人事院、経済産業省等による当該システムの整備状況等を踏まえつつ、更新等に向けて、所要の準備作業を進める。

国の警察機関が扱う申請・届出等手続について、オンラインで行える手続、利便性等を利用者に分かりやすく案内するなどして、オンライン利用の向上を図る。

「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを先行して実施することにより、効率的なシステム化を図る。

取組実績

指紋業務用システムについては、平成17年度に新システムへ移行することにより、運営コストを削減している。

平成21年度予算における削減効果

481,730千円

5 . アウトソーシング

(これまでの取組)

警察庁庁舎に係る庁舎管理等施設・設備等の管理業務のうち、警備業務について、可能な部分をアウトソーシングにより実施している。

警察庁庁舎に係る庁舎管理等施設・設備等の管理業務のうち、清掃業務・施設管理業務について、アウトソーシングにより実施している。

警察庁内LANにおいて、ハードウェアの障害対応等の保守管理業務について、事務の特殊性を踏まえつつ、可能な部分についてアウトソーシングにより実施している。

警察庁における公用車の運転業務のうち、可能な部分について、アウトソーシングにより実施している。

警察庁ウェブサイトに関し、ハードウェアの障害対応等の保守管理業務について、アウトソーシングにより実施している。

定期刊行物の発送業務について、できる限りアウトソーシングにより実施している。

警察施設の建設事業のうち、実施が適当と判断されるものについてはP F Iにより実施している。(平成16年度からP F Iによる事業を実施)

宿舎の管理人業務(入退去手続、鍵の受渡し等)等のアウトソーシングについて、警察業務の特殊性、経済的合理性等を踏まえ、これに要する経費を平成19年度に予算措置した。

(今後の取組計画)

警察庁庁舎に係る庁舎管理等施設・設備等の管理業務のうち、警備業務について、アウトソーシングにより実施する。

警察庁庁舎に係る庁舎管理等施設・設備等の管理業務のうち、清掃業務・施設管理業務について、アウトソーシングにより実施する。

市場化テストについては、公共サービス改革基本方針の改定(平成19年10月、12月)により、各省の研修教育施設の管理・運営等が対象事業に追加されたことを踏まえ、警察大学校における校舎管理等施設・設備等の管理業務について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づく民間競争入札を実施する。

警察庁内LANに関し、ハードウェアの障害対応等の保守管理業務について、事務の特殊性を踏まえつつ、可能な部分についてアウトソーシングにより実施する。

警察庁における公用車の運転業務について、事務の特殊性を踏まえつつ、できる限りアウトソーシングにより実施する。

警察庁ウェブサイトに関し、ハードウェアの障害対応等の保守管理業務について、アウトソーシングにより実施する。

ウェブサイトの作成・管理業務について、原則として職員が更新作業を行う。地方部局のウェブサイトは運営を本庁と統合するとともに、サーバの統合を行う。

定期刊行物の発送業務について、できる限りアウトソーシングによ

り実施する。

警察関係施設の建設事業のうち、実施が適当と判断されるものについてはP F Iにより実施する。

宿舍の管理人業務(入退去手続、鍵の受渡し等)等のアウトソーシングについて、警察業務の特殊性、経済的合理性等を踏まえ、実施する。

新聞記事のクリッピング業務、国際会議、審議会等の会議運営業務における通訳等の定型的業務について、できる限りアウトソーシングにより実施する。

電話交換手については、警察業務の特殊性に配慮しつつ、退職職員の不補充の更なる拡大のための検討を行い、平成21年度中に一定の結論を得る。

《取組実績》

警察庁庁舎警備業務委託費 152,559千円(21年度予算)

警察庁庁舎に係る清掃業務・施設管理業務委託費
388,675千円(21年度予算)

警察庁庁舎に係る庁舎管理等施設・設備等の管理業務について「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づく官民競争入札等を活用した業務の集約化、効率化について前向きに検討を進め、警察大学校施設の管理・運営業務について、民間競争入札の対象とすることとした。

平成20年度予算(国庫債務負担行為)

競争導入公共サービス警察庁施設運営等業務 1,516,405千円

公用車運転業務の外部委託費

36,954千円(20年度) 20,351千円(21年度)

霞が関W A Nシステムに係る保守・運用委託経費

26,082千円(20年度) 26,082千円(21年度予算)

定期刊行物の発送業務委託費

3,000千円(20年度) 3,000千円(21年度予算)

大阪府警察学校整備について、引き続きP F Iを活用。

アドバイザー業務委託費等

29,771千円(20年度) 30,058千円(21年度予算)

宿舍管理人業務の外部委託費 6,451千円(21年度予算)

新聞記事のクリッピング業務、国際会議、審議会等の会議運営業務における通訳等の定型的業務について、できる限りアウトソーシングにより実施している。

新聞記事等のクリッピング業務の外部委託 7,006千円（21年度予算）

会議運営業務における通訳業務の外部委託 10,119千円（21年度予算）

6．IP電話の導入等通信費の削減

（これまでの取組）

IP電話・技術の導入による通信ネットワークの高度化・コスト低減の具体的方法、災害時等における対策について、検討している。

24時間コンタクトポイントシステムにおける日本と各国間の接続をインターネット経由の接続に移行すること等により経費を削減した。

電話料金の割引制度の活用を図っている。（再掲）

（今後の取組計画）

IP電話・技術の導入による通信ネットワークの高度化・コスト低減の具体的方法、災害時等における対策について、検討を進める。

電話料金の割引制度の活用を図る。（再掲）

《取組実績》

24時間コンタクトポイントシステム
平成21年度予算における削減効果

79,852千円

7．統計調査の合理化

（これまでの取組）

時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

- ・ 継続的に、既存調査の存廃の検討、新規定期調査を導入する際の既存調査のスクラップアンドビルドの検討、調査項目の合理化を進めている。（定期的に見直しを行う。）

- ・ 適宜、都道府県警察から警察庁に対する、各種統計調査報告の項目の見直しを行い、必要性の低い項目を削除するほか、別途調査を行っていた項目の統合・一元化を行っている。
- ・ 交通事故統計原票を改正し、A T車、M T車の車別の事故等の項目を削除するとともに、個別に行っていた携帯電話使用による事故等の調査項目を追加した（平成13年）。
- ・ 交通事故統計原票を改正し、高速道路利用頻度等の項目を削除するとともに、ヘルメット着用状況調査の対象に自転車を追加するなどの改正を行った（平成19年）。

I Tの活用

- ・ 都道府県警察における犯罪統計業務の適正な運用が図られるよう、各都道府県警察に対し、適切に指導するとともに、必要に応じ、見直しを行っている。また、その他の統計調査についても、調査回答業務の電子化を進めることとしている。（定期的に見直しを行う。）
- ・ 平成16年1月、警察総合捜査情報システムを導入し、犯罪情勢の的確な把握、都道府県警察の犯罪統計業務等の合理化等を図った。これに伴い、犯罪統計資料をペーパーレス化し、各都道府県警察にオンラインで送信するなど、業務の効率化を図った。

その他

- ・ 暴走族の実態、動向及び取締り結果についての統計調査を、月報から4半期報とした（平成14年）。
- ・ 交通法令違反事件検挙票の調査項目の見直しを行い、削減を図った（平成15年）。
- ・ 少年警察関係の定期報告について、報告回数や項目の削減を行った（平成16年）。

（今後の取組計画）

時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

継続的に、既存調査の存廃の検討、新規定期調査を導入する際の既存調査のスクラップアンドビルドの検討、調査項目の合理化を進める。（定期的に見直しを行う。）

I Tの活用

都道府県警察における犯罪統計業務の適正な運用が図られるよう、

各都道府県警察に対し、適切に指導するとともに、必要に応じ、見直しを行う。また、その他の統計調査についても、調査回答業務の電子化を進めることとする。（定期的に見直しを行う。）

アウトソーシング

警察の統計調査は、各都道府県警察の警察活動から得られるものであることや、秘密保持が必要であることから、アウトソーシングは困難である。（定期的に見直しを行う。）

その他

それぞれの統計調査の性格を考慮しつつ、継続的に類似調査の一元化、都道府県の報告期間の見直し、調査項目の削減等を検討する。（定期的に見直しを行う。）

《取組実績》

（今後の取組計画）に基づき、引き続き実施

8．国民との定期的な連絡等に関する効率化

（これまでの取組）

一般小包郵便や冊子小包郵便の割引制度を活用している。

（今後の取組計画）

信書以外の郵便物・荷物の発送について、メール便、宅配便の活用を図る。このため、既に入札を実施している宅配便に加え、メール便についても入札を実施する。附属機関及び地方機関については、本庁に準じた取組を実施する。

簡易書留で発送している郵便物の配達記録への変更、ゆうメールや大口発送による特別料金等の割引制度の活用などを進める。

他府省や地方公共団体等への通知・通達については、受理者側の利便性等を考慮しつつ、電子文書交換システム等の利用促進を図る。

《取組実績》

信書以外の郵便物・荷物の発送業務の入札実施

平成21年度予算における削減効果（本庁分のみ）

751千円

9．出張旅費の効率化

(これまでの取組)

必要性を十分に考慮した出張計画に基づく効率的な出張を図っている。

事務効率を高めることにより、出張行程の短縮を図っている。

時期、場所等を考慮することにより、予算の効率的執行を図っている。

出張により航空機を利用する際には、割引制度等の情報の収集に努め、その利用を最大限図っている。特に、昨今の国際線における割引制度が発展していることから、外国出張の際は、割引制度の適用がない、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則として、割引航空運賃を利用している。

旅行命令等の事務処理を早期に行い、出張する職員がパック商品や各種割引制度等を利用しやすい環境を整えるとともに、出張者から事前にその利用状況を確認し、利用できない場合はその理由を確認するなど、パック商品や各種割引制度等の最大限の利用を図っている。

最も経済的な経路や交通手段の情報の収集を行うため、旅費請求書の起案・審査時に経路探索ソフト等を活用し、また、一般的な出張経路については、それぞれ最も経済的な経路や交通手段を記載した一覧表を作成して各所属で情報を共有するなど、管理・チェック体制を整えている。

警察業務の特殊性や経済的合理性、最新の技術動向等を踏まえ、テレミーティング等の代替手段による出張旅費の削減を随時検討している。

(今後の取組計画)

必要性を十分に考慮した出張計画に基づく効率的な出張を図る。

事務効率を高めることにより、一層の出張行程の短縮を図る。

時期、場所等を考慮することにより、更なる予算の効率的執行を図っている。

出張を行う際には、パック商品や各種割引制度等の情報の収集に努め、その利用推進を図る。特に、外国出張の際は、割引制度の適用がない、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則と

して、割引航空運賃を利用する。

最も経済的な経路や交通手段の情報の収集が行えるよう、管理・チェックの体制を整える。また、航空機利用及び鉄道利用の出張において、割引制度の適用がない、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、割引航空券等の利用予定の書面による事前の確認、又は、割引航空券等の利用がない場合の理由書の徴求を行う。

内国出張及び外国出張について、割引制度の適用がない、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、割引運賃及びパック商品を利用する。また、航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率が、それぞれ最低70%以上となるよう努める。

警察業務の特殊性や経済的合理性、最新の技術動向等を踏まえ、テレビミーティング等の代替手段による出張旅費の削減を随時検討する。

《取組実績》

外国旅費及び内国旅費の削減効果

(外国旅費)

平成 21 年度予算における削減効果

8,994 千円

(内国旅費)

平成 21 年度予算における削減効果

2,719 千円

10 . 交際費等の効率化

(これまでの取組)

部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するといった交際費の合理性、必要性を十分に勘案し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、適正な予算執行に努めている。

職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、適切な水準とするように努めている。

(今後の取組計画)

部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するといった交際費の合理性、必要性を十分に勘案し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認

の上、適正な予算執行に努める。

職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、適切な水準とするように努める。

レクリエーション経費を廃止する。

《取組実績》

交際費の削減効果

5,113千円（16年度） 3,980千円（21年度予算）

平成21年度予算における削減効果 1,133千円

1 1 . 国の印刷物等への広告掲載

（今後の取組計画）

行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、広報印刷物、庁名入り封筒、ウェブサイトを広告媒体に活用することにより、広告料収入の確保に努める。

《取組実績》

広告料収入実績： 288千円（17年度）

288千円（18年度）

288千円（19年度）

288千円（20年度）

1 2 . 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

（これまでの取組）

冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては軽装での執務を励行している。

OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、電気使用量等の削減を図っている。

両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図っている。

節水コマの取付け等により節水を推進している。

廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再

使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rを図っている。

電気供給契約の入札を実施する場合は、できる限り、CO₂排出量のほか事業者が自ら評価した新エネルギーの導入状況等について、一定の基準を満たしていることを入札参加の条件としている。

(今後の取組計画)

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(平成19年3月30日閣議決定)及び「警察庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年10月)に基づき、また、「各省等の実施している温暖化対策取組事例集」(環境省取りまとめ)等を踏まえ、エネルギー・資源使用の効率化を図る。

具体的には、冷暖房温度の適正管理、照明のインバータ化、OA機器及び照明のこまめなスイッチオフ等によるエネルギー使用量の削減、両面印刷・両面コピーの徹底等による用紙使用量の削減、節水コマの取付等による上水使用量の削減、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の推進による廃棄物量の削減等、ハード・ソフト面における可能な限りの対策を推進する。また、「政府の実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」(平成19年3月30日地球温暖化対策本部幹事会申合せ)に基づき、簡易ESCO診断を実施する。

「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」(平成19年5月30日地球温暖化対策本部幹事会申合せ)に基づき、太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。

電気供給契約の入札を実施する場合は、できる限り、CO₂排出量のほか事業者が自ら評価した新エネルギーの導入状況等について、一定の基準を満たしていることを入札参加の条件とする。

《取組実績》

(エネルギー等使用量の抑制)

平成21年度予算における削減効果 833,218千円

簡易ESCO診断を積極的に実施することとしている。

平成20年度予算

庁舎等の簡易ESCO診断実施に要する経費 4,635千円

1 3 . その他

(これまでの取組)

電子機器等の更新に当たって省エネ型の機器を導入することで消費電力の削減を図る。

給与・旅費の口座振り込み

ミスコピーの有効活用(メモ用紙化)

必要に応じたエレベーターの使用制限の徹底

庁内LANの活用による事務の効率化及びペーパーレス化

会議室予約システムの活用による事務の効率化及びペーパーレス化

施策を立案・実施する際は、その性質等に応じ、費用対効果を考慮するとともに、効果の継続的な検証を図っている。

(今後の取組計画)

これまでの取組を励行し、経費の節減、事務の効率化に努める。

施策を立案・実施する際には、その性質等に応じ、費用対効果を考慮するとともに、効果の継続的な検証を図る。